

# 注 文 書

- |   |       |                                   |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 契約番号  | 2026000371                        |
| 2 | 件 名   | 大崎市小型消防ポンプ付普通積載車<br>(ワンボックスタイプ)購入 |
| 3 | 購入台数  | 1 台                               |
| 4 | 納入場所  | 大崎市古川七日町1番1号                      |
| 5 | 納入期限  | 令和9年3月12日                         |
| 6 | 添付書類  | (1) 仕様書<br>(2) 明細書                |
| 7 | 担 当 課 | 大崎市総務部防災安全課                       |

大 崎 市

令和8年度

大崎市小型消防ポンプ付普通積載車  
(ワンボックスタイプ)購入

特記仕様書

大 崎 市

# 大崎市小型消防ポンプ付普通積載車(ワンボックスタイプ)購入特記仕様書

この仕様書は、大崎市において令和8年度に購入する小型消防ポンプ付普通積載車(ワンボックスタイプ)に関する事項について定めるものとする。

## 1. 規格及び基準の適合

小型消防ポンプ付普通積載車は別途積載車についての「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」(昭和29年総理府告示第487号)中の標準として備えるべき付属品に関する項目及び「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」(昭和49年自治省令第35号)及び「道路運送法車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)の関係基準に適合するものとし、国土交通省の一括審査による認可を取得したシャーシを用いたものであること。

## 2. 艀装

受注者は、本仕様書に基づき小型消防ポンプ付普通積載車の艀装用外観図を提出し、大崎市の承認を得たあと艀装に着手すること。ただし、一括申請の関係上、艀装形態は一括申請を取得し、認可された艀装形態通りのものとする。

艀装は、次の条件を満たし、消防車両として消火活動が容易にできる構造及び性能を有するものであること。

- ・堅牢にして、災害現場での使用に十分耐えうるものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものであること。
- ・使用上、安全及び性能性を十分考慮したものであること。
- ・清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- ・水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。また、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離の恐れのある部分には、適切な保護対策を施すこと。

## 3. シャーシ

### (1) 車 両

- ・年式：2026年式
- ・四輪駆動ワンボックスタイプ  
(周囲確認ミラー、標準ルーフ、エアコン)
- ・全長・全幅・全高 4700mm・1700mm・2350mm以下
- ・排気量 2500cc程度
- ・最高出力 97kw/3250rpm以上
- ・80D23L程度または同等以上
- ・使用燃料 ディーゼル
- ・燃料タンク 60L以上
- ・トランスミッション オートマチックトランスミッション
- ・ヘッドライト(ハロゲンヘッドランプ)
- ・フォグランプ(LED式)
- ・パワーステアリング
- ・ラジオ(AM/FM)

- ・乗車定員 6名（全席3名・後席3名）
- (2) シャーシ仕様
  - ・室内6人乗車とする。
  - ・ドア数 4ドア
  - ・シート地 撥水シート

#### 4. シャーシ付属品

- (1) 愛車セット (2) フロアマット (3) バックブザー (4) ドア・サイドバイザー (5) 後退警報ブザー
- (6) 標準工具一式 (7) 取扱説明書・整備記録簿 (8) スペアタイヤ (9) エアバック (10) パワーウインドウ (11) 集中ドアロック (12) 泥除けゴム (13) 非常停止板一式 (14) 電動昇降リフター

#### 5. 小型消防ポンプ

積載するポンプは「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」中に定められた、小型消防ポンプで、日本消防検定協会の受託試験に合格したものとする。

- (1) 級 別 B-3級, 4ストローク又は2ストローク, 乾燥重量 概ね90 kg以内, 標準付属品一式付
- (2) 参考品
  - ① VF53BS (トーハツ) 標準付属品一式付
  - ② FF410AS (シバウラ) 標準付属品一式付

上記のポンプ, または同等以上とする。同等品により入札に参加する場合は, 質問の受付期限までに, 設計図書等に関する質問・回答書により同等品の製品名, 型式, メーカー名等を記載し, 規格・性能等が確認できるカタログ等を添付のうえ, 同等品であることの確認を受けること。

#### 6. 構造

##### (1) 小型消防ポンプ積載装置

小型消防ポンプは, 操作及び持ち運びが安全かつ容易に行え, 走行中の振動, 移動等による破損を生じないように安全確実に固定できる積載装置を取り付けること。

- (2) 使用材料及び部品は, 全て新規製品を使用すること。
- (3) 車両に使用材料及び部品は特に指示するものを除き, 日本産業規格 (産業標準化法第17条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。) に基づいて, 精選された耐久性にすぐれたものを使用すること。また, ネジ類については, ISOネジまたはこれに準ずるものを使用すること。
- (4) プラスチック製品は, 難燃製品を使用すること。
- (5) ゴム製品は, 全て耐油性に優れた製品を使用すること。
- (6) 木製製品は十分乾燥したものを使用し, 製作後に変形及び歪みなどが生じないこと。
- (7) 車体の艀装材料は, 全て日本産業規格に基づいたもの, 要綱の艀装材基準に適合すること。
- (8) ルーフ前部にLED式散光式赤色警光灯 (標識灯・スピーカー・モーターサイレン一体型) 及び, 必要に応じて取り付け台を取り付けること。なお, モーターサイレンは, 助手席より操作できるスイッチ (自動吹鳴装置) を設けること。
- (9) 下記の位置にLED式赤色警光灯を取付けること。なお, 散光式赤色警光灯と連動すること。

フロントグリル	2個 (左右各1)
後部ドア	2個 (左右各1)
- (10) 車両側面上部に作業灯 (左右各2個) を取付けること。なお, 車内にON/OFFスイッチを設け, ラ

ンプ等で点灯が確認できること。

- (11)車両両側面にLED式路肩灯（左右各1個）を取付けること。なお、ON/OFFについては、前照灯スモールと連動すること。
- (12)フロント中央部に消防団章（シール可）を取付けること。
- (13)車両左側面に旗立装置を取付けること。
- (14)車両にずぼら充電器の100Vのマグネットコンセント式充電端子（雨水防止蓋付）を取付けること。なお、車内にバッテリー管理器及びバッテリー充電器を設置し、常時車両のバッテリー及び積載する小型動力ポンプの充電ができること。
- (15)車両上部にルーフキャリアを取付け、とび口（2本）が収納できること。
- (16)後部ドアにリアラダーを取付けること。
- (17)車両の足掛け部分（ステップ等）に防滑テープを貼付すること。
- (18)前席中央部に電子サイレンアンプ（音声合成付き）及び各スイッチ類を取付けること。
- (19)車両周囲の安全をルームミラーディスプレイで確認できること。
- (20)車内に地図等を収納することが出来るボックスを設けること。
- (21)後部座席下部に収納ボックスを設けること。
- (22)後部資材収納部は、骨格に一般構造圧延鋼材及びアルミ材等を使用し、外板は外部からの衝撃等に十分耐えうる強度を有する材質を使用すること。なお、十分な防錆性能を有すること。
- (23)後部座席と資機材収納部の間に窓付きで取外しが容易にできる仕切り等を取付けること。
- (24)各資機材は、窓ガラスと接触し飛散しないよう、アルミ製のパンチング等で保護対策を施すこと。さらに、資機材収納庫部は十分な防水措置を施すこと。
- (25)資機材収納部は下記のとおりとすること。なお、各資機材の積載位置については十分協議すること。
  - ・シャーシ用の電動式昇降リフターを取付けること。なお、リフターは安全・確実に操作できること。
  - ・小型動力ポンプを強固に積載できる架台を取り付けること。
  - ・アルミ縞板ボックスを取付け、底面に樹脂製スノコを敷くこと。なお、資機材を収納すること。
  - ・吸管一式を収納するスペースを設けること。なお、ベルト等の固定装置を設けること。
  - ・65mmホース5本以上及びホースバック（65mm用）2個が収納できるスペースを設けること。
- (26)伸縮はしごを収納できるスペースを設けること。
- (27)側面に可動式フックを4個（2段）取付け、防火衣・防火帽等が収納できること。
- (28)積載する資機材については、振動等により脱落しないように落下防止措置（マジックベルト等）を施すこと。
- (29)資機材収納庫部内には、夜間においても資機材が容易に取出しできるように、室内を有効に照らすことができるLED式照明灯を両側面及び最後尾に取付けること。
- (30)各種スイッチ類には、すべて名称及びON/OFF等必要な表示をすること。
- (31)燃料補給口には、燃料の種類及びタンク容量を表示すること。

## 7. 塗装及び文字

- (1)シャーシのキャビン及び荷台はメーカー塗装の消防色とし、艀装各部は完全な錆止め処理を行い、十分にプライマー処理及び下塗りを行った後、消防色にて仕上げ塗装をすること。
- (2)文字入仕様は、車両本体の前後ドアの両側及び団名標識灯に文字を記入するものとする。

(3)記入文字（反射白文字）については、すべて左から右側へ記入すること。

(4)上記、記入文字の大きさ等については別途協議とする。

#### 8. 電装・機装品・車両

品名	個数	品名	個数
散光式赤色警光灯LED	1式	マップランプ	1式
赤色点滅灯(前後左右)	1式	後部座席上部LEDライト	1式
荷室内灯	1式	消防団マーク	1式
電子サイレンアンプ	1式	可搬ポンプ	1式
モーターサイレンアンプSW	1式	外部作業灯	1式
バンタイプ	1式	塗装	1式
リフター	1式	文字入れ	1式
リアラダー	1式	防錆処理	1式
ルーフキャリア	1式		

#### 9. 標準取付付属品

品名	仕様	個数	品名	仕様	個数
吸水管 バンド付	75mm×6m	1	消火栓開閉・媒介金具	地上式, 地下式, 消火栓キー, T型・J型	1式
ストカゴ		1	自動車用消火器	3型	1
吸水管ロープ	10mm×10m	1	梯子	伸縮折畳式	1
吸水管枕木	ゴム製	1	車輪止め	ゴム製	2組
消火栓媒介金具	75メスねじ×65差メス	1	燃料携行缶	金属10リットル	2
ホースブリッジ	S型(ゴム製)	1式	ポンプ工具		1
ホース	65mm×20m	7	ホースバック	40用3本入	2
ホース	40mm×20m	6	旗立て装置		1
ガンタイプノズル	40mm	2	発電機		1台
媒介金具	65マチノメス×40マチノオス	2	LED投光器		1
二又金具	65×65×65	1	三脚スタンド		1
ポンプ用充電器	12V用	1	コードリール 防雨		1
ポンプ用サーチライト	金具付	1	ホースバンド		5
ポンプ洗浄装置	RCホッパー	1	中継媒介金具逃し弁付き	コワレンプー	1
作業灯		1	フローティングストレーナ	ツノ式 75 mm	1

#### 10. 登録の費用

自動車重量税・自賠責保険料・自動車リサイクル料は発注者が負担し、車庫証明その他積載車の緊急指定新規登録に伴う一切の費用は、受注者が負担する。

#### 11. 登録の代行

小型ポンプ付普通積載車製作完了後、新規登録のための手続を代行し、東北陸運局宮城陸運支局の行う当該検査に合格させること。

#### 12. 保証

小型ポンプ付普通積載車の保証は1年とする。

なお、保証期間後であっても製作上及び材質不良等に起因する故障等の問題が生じたときは、受注者が無償により修復するものとする。

### 13. 検査

- (1)検査は、大崎市の指定する場所において本仕様書に基づいて実施する。ただし、検査・納入引渡しに伴う燃料及び走行試験等の油脂代は、受注者が準備するものとする。
- (2)検査依頼にあつては、実施予定日の7日前までに連絡すること。
- (3)検査にあつては、必ず立ち会うこと。
- (4)検査の結果、不適と認めた箇所については、直ちに修復のうえ再検査を受けること。なお、修復に要した費用については受注者の負担とすること。

14. 納入台数 1台

15. 納入場所 大崎市役所

16. 納入期限 令和9年3月12日とする。

### 17. 暴力団等の排除について

- (1)この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2)本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3)この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

### 18. その他

(1)受注者は、小型消防ポンプ付普通積載車を納車時に、既存の小型消防ポンプ等を処分するものとする。また、廃棄車両は受注者負担にて永久抹消すること。

(2)車両納車時、下記ものを提出すること。

・自動車車検証の写し 1部

- ・車両5面写真（前後左右上面） 3部（カラー）
- ・緊急自動車等の指定申請（届出）書類一式
- ・その他，指示するもの。

(3) 上記に定めるもののほか，必要な事項については受注者と発注者の協議により決定するものとする。



# 明 細 書

<車 体>

(単位:円)

費目	工種・種別	数量	単位	単価	金額	摘要
ワンボックスタイプ	AT 4WD ディーゼル 4ドア 周囲確認ミラー付 標準ルーフ	1	台			
* 旧車両廃棄含む						
リフター		1	式			
ルーフキャリア・リアラダー		1	式			
小 計						

# 明 細 書

<標準艀装>

(単位:円)

費目	工種・種別	数量	単位	単価	金額	摘要
艀装費	塗装・文字入・防錆処理	1	式			
散光式赤色警光灯 LED	NF-ML-VK2M-LA1	1	式			
赤色点滅灯(前後左右)	LFA-100	1	式			LED
電子サイレンアンプ	TSK-D151	1	式			
モーターサイレンアンプSW	DSC-1 取付	1	式			
荷室内灯	LIA-W	1	式			
マップランプ		1	式			
団マーク	シール可	1	式			
後部座席上部LEDライト		1	式			
外部作業灯	LIA-200	4	式			
小 計						



# 明 細 書

<標準取付付属品>

(単位:円)

費目	工種・種別	数量	単位	単価	金額	摘要
吸水管 バンド付	75mm×6m SDH	1	本			
ストカゴ		1				
吸水管ロープ	10mm×10m	1	本			
吸水管枕木	ゴム製	1	個			
消火栓媒介金具	75メスねじ×65差込メス	1	個			
ホース	1.6MPs 65mm×20m 不意離脱式 (他社接続維持)	7	本			1年間のメーカー保証もしくは動産保険付
ホース	1.6MPs 40mm×20m 不意離脱式 (他社接続維持)	6	本			1年間のメーカー保証もしくは動産保険付
ガンタイプノズル	40mm S135-366-40SET	2	本			
媒介金具	65マチノメス×40マチノオス	2	個			
二又金具	D型 YONE製 65×65×65	1	本			
ホースブリッジ	S型(ゴム製)	1	式			
消火栓開閉金具	地上式, 地下式, 消火栓キー	1	式			
自動車専用消火器		1	本			
梯子	伸縮折畳式	1	式			
車輪止め	ゴム製	2	組			
燃料携行缶	金属 10リットル	2	個			
ホースバック	40用 3本入	2	台			
旗立て装置		1	個			
発電機	Honda EU9i entry	1	基			
LED投光器	LEV-705	1	個			
三脚スタンド	CHX-2型ハイパースタンド	1	本			
コードリール 防雨	SS-30	1	本			
ホースバンド	HB-100	5	枚			
中継媒介金具逃弁付	コワレンゾー	1	個			
ポンプ洗浄装置	RCホッパー	1	個			
フローティング式ストレーナ75	取付金具なし, 流量最大 1,500L, 可能最低水深2cm	1	個			
充電器		1	個			
ポンプ用サーチライト		1	式			
ポンプ工具		1	式			
小 計						

## 物品調達における同等品による入札の取扱いについて

平成29年11月9日  
大崎市総務部財政課

市が発注する物品調達の入札(見積合わせを含む。)において、仕様書に参考品を示した上で、同等品による入札も認める場合は、次のように取り扱いますので、ご留意願います。

### 1 同等品の定義

物品調達の入札において、市が仕様書に示す参考品と同程度以上の品質、性能等を有するものとして認める物品をいいます。

### 2 同等品の確認方法

(1) 同等品により入札する場合は、現場説明調書等に示す質問の期限までに、メーカー名、品名、品番を記載した質問・回答書及びカタログの写しを持参又はFAXにより提出し、市の確認を受けてください。

なお「質問・回答書」の様式は大崎市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

大崎市公式ウェブサイト (<http://www.city.osaki.miyagi.jp>)

ホーム → 事業者向け → 入札・契約情報 → 入札・契約関連様式 → 物品調達

入札書など様式(入札書、委任状、質問・回答書、辞退届、見積書)

(2) 既に他の入札予定者が同等品確認の期限までに市の確認を得ている同等品により入札する場合は、自らの同等品確認の手続きを省略して入札することができます。

### 3 積算内訳書の提出

(1) 入札時に提出する積算内訳書は、原則として仕様書に規定する様式を使用してください。

(2) 参考品又は同等品のいずれによる入札であるかを確認するため、積算内訳書の備考欄に、参考品又は同等品の区分とメーカー名、品名、品番を必ず明記してください。

### 4 注意事項

(1) 参考品又は同等品ではない物品により入札し、落札した場合は、その物品の納入は認められませんので、原則として落札価格の範囲内で参考品又は同等品のいずれかを納入していただきます。

(2) (1)の場合で、落札者が参考品又は同等品のいずれも納入することができないときは、その入札を無効として落札決定を取消し、予定価格の範囲内で入札した他の者を落札者とすることがあります。

### 5 適用範囲及び適用日

(1) この取扱いは、物品調達の入札等において、特定の物品を調達する場合及び仕様書に物品の仕様概要のみを定めている場合は適用されません。

(2) この取扱いは、平成29年11月9日以降に入札公告又は指名通知する物品調達の入札(見積合わせを含む。)から適用します。